

- 問題 1 ワッセナー・アレンジメント（WA）は、ココムの流れを汲み、旧共産圏地域における紛争の発生・拡大という懸念に対応するために、旧共産圏地域への兵器の拡散防止を目的として発足した。
- 問題 2 中華人民共和国は、原子力供給国会合（NSG）には参加していないが、ワッセナー・アレンジメント（WA）、オーストラリア・グループ（AG）、ミサイル関連技術管理レジーム（MTCR）には参加している。
- 問題 3 外為法第 25 条第 1 項では、「国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術（以下「特定技術」という。）を特定の外国（以下「特定国」という。）において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者は、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。」と規定されているが、下線部分の政令とは、いずれも外国為替令のことである。
- 問題 4 国際的な輸出管理レジームとは、ワッセナー・アレンジメント（WA）、原子力供給国会合（NSG）、オーストラリア・グループ（AG）、ミサイル関連機材・技術輸出規制レジーム（MTCR）のことであり、参加していない国への輸出を規制している。
- 問題 5 輸出許可の申請者は、貨物の輸出を行おうとする者本人が原則であり、居住者であるか非居住者であるかを問わない。また、自己の判断において輸出しようとする者であれば、輸出貨物について所有権を有する者である必要はない。
- 問題 6 輸出許可には、（個別）輸出許可、一般包括輸出許可、特定包括輸出許可、特定子会社包括輸出許可、特別返品等輸出許可があるが、その申請先は、すべて経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課である。
- 問題 7 書籍やインターネット上で既に不特定多数の人に公開されている技術を非居住者に提供する場合は、たとえ外為令別表の 1 から 15 の項に該当する技術であっても、例外なく役務取引許可は不要である。
- 問題 8 「包括許可取扱要領」の別表 A（一般包括輸出許可／特定包括輸出許可マトリックス）において「一般」と表記された貨物を一般包括輸出許可を適用して輸出する場合、いかなる貨物の輸出であっても一般包括輸出許可を適用することのできない国は、輸出令別表第 4 に掲げられた国・地域のみである。

- 問題 9 在日米国大使館にリスト規制該当貨物及びこれに係るリスト規制該当技術を納入する場合、どのような貨物や技術であっても輸出許可及び役務取引許可は不要である。
- 問題 10 外為法において、「輸出許可」を受けなければならない対象貨物とは、「輸出令別表第 1」と「輸出令別表第 2」の中欄に掲げる貨物である。
- 問題 11 横浜にある貿易商社 A の輸出管理内部規程（コンプライアンス・プログラム）では、出荷が数年にわたって行われる長期プロジェクト案件等の場合、年 2 回以上該非判定を見直すように規定している。これは外為法の輸出者等遵守基準に基づく法的義務である。
- 問題 12 輸出令別表第 3 の 2 に掲げる地域（国連武器禁輸国・地域）向けに輸出令別表第 1 の 16 の項に掲げられる貨物を輸出する場合、通常兵器キャッチオール規制のインフォーム要件にのみ該当しなければ輸出許可申請は不要である。
- 問題 13 一般包括輸出許可が適用できるリスト規制該当貨物を大韓民国にある造船メーカー向けに輸出する際、核兵器等の開発等以外で、その他の軍事用途に用いられるおそれがあることが判明したとしても、事前に経済産業大臣に、当該輸出について、届け出る法的義務はない。
- 問題 14 東京の電機メーカー A（以下「A」という。）は、リスト規制に該当しない高級電子炊飯器 1,000 台を北京にある家電量販店 B（以下「B」という。）から注文を受けた。B の担当者からは、日本製の高級電子炊飯器は、北京で人気が高いので、1 日でも早く納品して欲しいと連絡を受けた以外、特に連絡はなかった。この場合、A が当該電子炊飯器を輸出する際、経済産業大臣から輸出許可の申請すべき旨の通知（インフォーム）がなければ、キャッチオール規制の輸出許可は不要である。
- 問題 15 企業における取引審査の責任者は、ビジネスを円滑に進めるために取引内容や顧客について熟知している営業担当の取締役であることが良いとされている。
- 問題 16 輸出管理内部規程やその関連規程（細則・マニュアル）には、輸出管理上必要な文書が適切に管理されるための文書管理に関する規定を設け、管理すべき文書の種類・名称、保管責任部門、保管方法、保管期間等について規定することが望ましい。

- 問題 17 平成 22 年 4 月 1 日より、外為法第 25 条第 1 項に規定する取引又は第 48 条第 1 項に規定する輸出を業として行う者は外為法第 55 条の 10 に基づき、経済産業大臣が輸出者等遵守基準を定める省令で定めた「輸出者等遵守基準」に則って、輸出管理を行うことが求められている。
- 問題 18 海外子会社が、本邦にある親会社のイントラネット内の技術情報にアクセスできる場合、海外への技術情報の提供として、当該技術情報について、親会社は、輸出管理を行う必要がある。
- 問題 19 東京のメーカー A（以下「A」という。）は、名古屋にある貿易会社 B（以下「B」という。）からリスト規制に該当しない中古の大型ダンプ 5 台（懸念貨物例の懸念される用途は、ミサイル）のパキスタン向けの引合いを受けた。
Bによると、パキスタンの需要者は、外国ユーザーリストに掲載されている研究所 C（懸念区分は、ミサイル）であるが、Aとしては、Bとの取引は、単なる国内取引で、中古であり、研究所 C における用途等を確認することなく、Bとの取引を進めることにした。Aの対応は、輸出管理上、適切である。
- 問題 20 大阪にある A 大学の甲教授は、中華人民共和国の B 大学の乙教授から頼まれて、大阪にあるソフトメーカー C から半導体製造用の CAD プログラムが入った CD-ROM を購入し、国際宅配便で中華人民共和国に送る予定である。
甲は、当該 CAD プログラムについての該非判定結果をメーカー C から入手したところ、「輸出令別表第 1 の 1 から 15 の項までに非該当」と記載されていたので、該非判定を自ら確認することなく、直ちに国際宅配便で輸出した。A 大学の甲教授の対応は、輸出管理上、適切である。
- 問題 21 来日したばかりのアメリカのソフトメーカー A の技術部長 X は、滞在先の品川のホテルから来週訪問する予定のソウルにある電機メーカー B の Y 開発部長宛に、外為令別表の 7 の項に該当する技術資料を事前に電子メールで送付する予定である。この場合、ソフトメーカー A の技術部長 X は、役務取引許可が必要である。

問題 22 東京の貿易会社 A（以下「A」という。）は、輸出令別表第 3 の 2 の地域（国連武器禁輸国・地域）にある軍事関連メーカー B（以下「B」という。）から、非常に好条件でリスト規制には該当しない 1 ～ 2 センチ程度の釘 3 トンの異常な量の引き合いを受けた。

B のサイトには爆弾等の製造も行っていることが記載されており、B とは、初めての取引であったので、使用目的を何度も尋ねたが、回答がなかった。

A は、通常兵器キャッチオール規制の要件を満たさないとしても、当該釘は、取引としては、かなり好条件で量も異常であり、爆弾等に使用される危険もあることから、自社の輸出管理内部規程に則り、最終的には A の輸出管理の最高責任者である代表取締役が判断をして、当該取引を辞退することにした。A の対応は、輸出管理上、適切である。

問題 23 ロンドンに 1 週間の予定で出張している部下 A 宛に、東京にいる上司 B が電子メールで、リスト規制に該当する暗号装置の製造技術 α を社内の情報共有のために送信する場合であっても、外国での技術提供にあたるので、外為法第 25 条第 1 項の役務取引許可が必要である。

問題 24 名古屋の貿易会社 A は、シカゴにある日系の自動車メーカー B から、自動車用のナビゲーションの開発に使用するため、輸出令別表第 1 の 15 の項（2）に該当する電波吸収材の板 1 枚（総価額 3 万円）の注文を受けた。貿易会社 A が、当該電波吸収材をメーカー B に輸出する場合、輸出令第 4 条第 1 項第五号の少額特例が適用できる。

問題 25 京都にある大学の A 教授は、来月、エクアドル共和国にあるガラパゴス諸島で夜間の野生動物の行動調査を行うために、輸出令別表第 1 の 10 の項（2）に該当する装置 α （総価額 150 万円）を日本から輸出する予定である。A 教授が、調査終了の 1 ヶ月後に、当該装置 α を日本に持ち帰るのであれば、安全保障上の問題は生じないので、輸出許可は不要である。

問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
通常兵器キャッチオール規制	通常兵器補完的輸出規制ともいう。
懸念貨物例	大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について
リスト規制	輸出貿易管理令別表第1の1から15の項で規制されている貨物及び外国為替令別表の1から15の項で規制されている技術をいう。

平成22年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験

(STC Associate)(第18回)

試験問題